

令和6年度普通交付税額の変更決定

「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第71号）に基づき、総務省において令和6年度普通交付税（県分・市町分）の再算定を行い、令和6年12月24日に総務省より当初決定額が変更決定されましたので、お知らせします。

- 県に対する追加交付額は6,654,721千円です。市町に対する追加交付額（総額）は4,605,617千円です。各市町の追加交付額等の詳細は別紙を御参照ください。
- 令和6年度普通交付税の再算定の概要は次のとおりです。
 - ① 「臨時経済対策費」及び「給与改定費」の創設
 - ・ 地方公共団体が、国の補正予算に基づく事業及び地方公務員の給与改定を実施するのに必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」及び「給与改定費」が創設された。
 - ・ 人口を基本とした上で、地域活性化、こども・子育て支援等に関する客観的指標（※）を用いて算定。
 - ※ 算定に用いる指標は次のとおり。
 - ・ 一人当たり各産業売上高 ・ 人口増減率 ・ 一人当たり事業所数
 - ・ 年少者人口比率 ・ 高齢者及び障害者人口比率 ・ 教職員数 等
 - ② 「臨時財政対策債償還基金費」の創設
 - ・ 地方公共団体が、臨時財政対策債を償還する基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」が創設された。
 - ③ 調整額の復活
 - ・ 本年7月23日の当初決定の際に、全国の各地方自治体の財源不足額の合算額が、国の当初予算における普通交付税の総額を超えることとなったため減額された「調整額」分について追加交付。

【用語集】

○ 地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税を財源として、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。

（所得税・法人税の 33.1%＋酒税の 50%＋消費税の 19.5%＋地方法人税の全額）

○ 普通交付税の総額（全国）＝ 地方交付税の総額の 94% （残りの 6%は特別交付税）

○ 普通交付税の交付時期 ※追加交付は国の補正予算の成立及び地方交付税法が改正され次第、交付されます。 各地方自治体の資金繰りなどを考慮し、4・6・9・11月の4回に分けて交付されます。

○ 個々の地方自治体の普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (標準的な財政需要) (標準的な財政収入)

○ 基準財政需要額 = 測定単位 × 単位費用 × 補正係数 (人口、面積等) (測定単位1当たりの費用) (※)

(※) 各種の補正係数は、各団体の自然条件や社会条件などの違いによる財政需要の差を反映するものです。

○ 基準財政収入額 = 標準的税収入の 75%

○ 調整額

普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、財源不足額の合算額を普通交付税の総額にあわせることとしています。この総額にあわせるために減額した額を調整額といいます。国の補正予算により交付税総額が増加した場合などに、調整額の復活を行い、追加交付されることがあります。

○ 臨時財政対策債

平成 13 年度から、財源不足を交付税特別会計借入金により措置を講じることを見直し、財源不足のうち建設地方債の増発などを除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条（地方債の制限）の特例となる地方債（臨時財政対策債）発行により補てん措置を講じることとなりました。発行可能額は基準財政需要額の一部を振り替えて算定されます。経常的経費にも充てることができる一般財源であり、元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税により措置されます。

令和6年度 普通交付税 変更決定額

○県分

(単位：千円)

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (② - ①)
香川県	126,356,853	133,011,574	6,654,721

○市町分

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (② - ①)
高松市	20,460,088	22,127,187	1,667,099
丸亀市	9,246,384	9,718,619	472,235
坂出市	2,447,509	2,706,850	259,341
善通寺市	3,439,482	3,609,568	170,086
観音寺市	5,815,110	6,100,104	284,994
さぬき市	8,162,317	8,414,234	251,917
東かがわ市	6,305,749	6,482,706	176,957
三豊市	10,411,643	10,734,239	322,596
土庄町	3,314,953	3,418,230	103,277
小豆島町	3,789,934	3,902,789	112,855
三木町	2,644,337	2,794,403	150,066
直島町	1,032,453	1,074,949	42,496
宇多津町	846,973	956,419	109,446
綾川町	3,237,430	3,380,368	142,938
琴平町	1,741,573	1,819,113	77,540
多度津町	1,962,574	2,092,141	129,567
まんのう町	4,197,462	4,329,669	132,207
市計	66,288,282	69,893,507	3,605,225
町計	22,767,689	23,768,081	1,000,392
市町計	89,055,971	93,661,588	4,605,617

**臨時経済対策費、給与改定費、臨時財政対策債償還基金費算定額
及び調整額の復活による追加交付額**

○県分

(単位：千円)

	臨時経済対策費 ①	給与改定費 ②	臨時財政対策費 償還基金費 ③	調整額の復活 ④	計 ⑤ (①+②+③+④)
香 川 県	1,816,800	2,181,465	2,491,075	165,381	6,654,721

○市町分

(単位：千円)

	臨時経済対策費 ①	給与改定費 ②	臨時財政対策費 償還基金費 ③	調整額の復活 ④	計 ⑤ (①+②+③+④)
高 松 市	363,059	574,892	672,559	56,589	1,667,099
丸 亀 市	123,549	161,313	171,241	16,132	472,235
坂 出 市	62,584	91,352	97,436	7,969	259,341
善 通 寺 市	50,605	66,473	48,071	4,937	170,086
観 音 寺 市	72,922	98,219	104,157	9,696	284,994
さ ぬ き 市	62,190	89,330	90,874	9,523	251,917
東 か が わ 市	42,700	67,785	59,679	6,793	176,957
三 豊 市	77,594	108,744	123,630	12,628	322,596
土 庄 町	32,203	42,450	25,286	3,338	103,277
小 豆 島 町	33,761	45,126	30,279	3,689	112,855
三 木 町	45,607	62,129	38,431	3,899	150,066
直 島 町	12,457	18,009	10,748	1,282	42,496
宇 多 津 町	30,482	46,841	29,595	2,528	109,446
綾 川 町	37,199	57,425	43,951	4,363	142,938
琴 平 町	29,601	29,012	17,073	1,854	77,540
多 度 津 町	35,069	52,757	38,357	3,384	129,567
ま ん の う 町	36,416	53,064	38,293	4,434	132,207
市 計	855,203	1,258,108	1,367,647	124,267	3,605,225
町 計	292,795	406,813	272,013	28,771	1,000,392
市 町 計	1,147,998	1,664,921	1,639,660	153,038	4,605,617